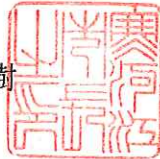


## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 寒河江市大字日田字中向400番地  
氏名 株式会社 アールテック  
代表取締役 後藤重信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項  
の許可を受けた者であることを証する。

寒河江市長 佐藤洋樹



許可の年月日 平成 30 年 5 月 26 日  
許可の有効期限 平成 32 年 5 月 25 日

### 1 事業の範囲

寒河江市内の一般廃棄物の収集運搬

### 2 許可の条件

- (1) 許可業者は、市の指示に従い廃棄物の収集運搬を行うこと。
- (2) 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条第1項の処理基準に従い、一般廃棄物の収集運搬を行わなければならない。
- (3) 許可業者は、特別管理一般廃棄物の収集を行うときは、政令第4条の2第1項の処理基準に従わせなければならない。
- (4) 許可に係る権利を他に譲渡し、又は他に代行させてはならない。
- (5) 条件に定めるもののほか、関係法令に違反する行為があった場合は、許可を取消し、又は業務の変更を命ずることがある。

### 3 許可の更新、変更の状況

更新

次項、許可に際し、寒河江市の指示する主要事項

## 許可に際し、寒河江市が指示する主要事項

- 1 寒河江市ごみ処理基本計画を遵守して収集運搬を行うこと。
- 2 許可されたごみ以外の廃棄物の収集運搬を行ってはならない。また積み替え保管を行ってはならない。
- 3 収集した廃棄物は、他の市町村から収集した廃棄物と混積して運搬を行ってはならない。
- 4 収集した廃棄物は、市が指示する処理施設又は市の許可を受けた場所に運搬し、処理すること。
- 5 廃棄物の運搬走行中は、荷台に覆いを被せる等の対策を行い、積載した廃棄物が飛散又は流漏しない方策を講じること。
- 6 廃棄物の収集又は運搬に係る機材(車両を含む)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2第1項に定める許可の技術に常に適合させるとともに、毎日、作業終了後に車両の洗浄を行い衛生環境の向上に努めること。
- 7 寒河江市ごみ処理基本計画第8節第2項に抵触することのないよう努めなければならない。

### [参考]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2第1項(一般廃棄物収集運搬業の基準 抜粋)

- イ 廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

寒河江市ごみ処理基本計画における第8節第2項(抜粋)

- (前文略) 環境や景観の悪化を生じさせた場合等は、既に行った許可を取り消す場合もあるものとします。